

[illegible]

[illegible]

15	R7. 3. 17	R7. 5. 9	火災調査書類（令和〇年〇月〇日〇〇第〇号）のうち、以下の書類 1 火災調査書 2 出火原因判定書 3 現場見分調査書（第1回） 4 現場見分調査書（第2回） 5 現場見分調査書（第3回） 6 質問調査書【質問年月日：令和6年7月18日10時00分から10時40分まで】 7 質問調査書【質問年月日：令和6年7月18日15時00分から15時40分まで】 8 出火建物・避難状況等調査書	52	●			●		●		●					（7条2号） この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第2号に該当する。 また、この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第7条第2号に該当する。 （7条4号） この情報は、公にすることにより、建物内部への侵入や犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、条例第7条第4号に該当する。 （7条6号） この情報は、当庁が行う火災調査事務に関する情報であるとともに、他に知られることはないという状況の下に任意に得られた情報であり、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、火災調査に必要な情報や火災関係資料を関係者からの任意の提供によって収集するという当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する。 また、この情報は、当庁が行う火災調査事務に関する情報であって、開示することにより、出火原因を判定するための必要な事項が明らかとなり、火災関係者等がそれを知っていた場合、出火原因の判定に不可欠な情報や自己に不利益な情報を隠匿することなどが予想され、火災現場の状況や関係者の証言等を基に出火原因を判定するという当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する。	東京消防庁 予防部調査課
16	R7. 3. 18	R7. 5. 14	火災調査書類（令和〇年〇月〇日〇〇第〇〇号）のうち、火災調査書及び出火原因判定書	21	●			●		●							（7条2号） この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第2号に該当する。 また、この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第7条第2号に該当する。 （7条6号） この情報は、当庁が行う火災調査事務に関する情報であるとともに、他に知られることはないという状況の下に任意に得られた情報であり、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、火災調査に必要な情報や火災関係資料を関係者からの任意の提供によって収集するという当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する。 また、この情報は、当庁が行う火災調査事務に関する情報であって、開示することにより、出火原因を判定するための必要な事項が明らかとなり、火災関係者等がそれを知っていた場合、出火原因の判定に不可欠な情報や自己に不利益な情報を隠匿することなどが予想され、火災現場の状況や関係者の証言等を基に出火原因を判定するという当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する。	東京消防庁 予防部調査課

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]